

尾道の「組み体操で負傷」訴訟和解 市が元児童に解決金 120 万円

中国新聞、2022 年 10 月 17 日

広島県尾道市立小で 2016 年に組み体操の練習中に負傷したとして、元児童の女性（18）が市に 2 千万円の損害賠償を求めた訴訟は、広島地裁福山支部で和解が成立した。市が 120 万円の解決金を支払う。

市教委によると、地裁が 9 月に和解案を提示していた。市は 10 月 5 日に和解について専決処分し、17 日の市議会運営委員会で説明した。

和解に応じたことについて、市教委は「学校での教育活動中に負傷したことについて一定の責任を果たすべきだと考えた。適切な安全対策を講じるよう、引き続き学校を指導していく」とした。女性の代理人弁護士は「市が責任を認めると理解し、和解を受け入れた」と話した。

訴状などによると、女性は小学 6 年生だった 16 年 9 月 16 日、運動会に向けて組み体操の練習に参加。3 段塔の最下段にいた際に塔が崩れ、女性の首に上段の児童の足が当たった。その後、首の痛みや頭痛を訴え、脳脊髄液漏出症と診断されたと主張。19 年 1 月、安全に配慮する措置が講じられていなかったなどとして提訴した。